

令和5年度  
勝連城跡活用ガイドライン作成業務

企画提案方式募集要領

令和5年6月  
うるま市企画部プロジェクト推進2課

## 1 業務内容

本業務は、『史跡 勝連城跡保存管理計画』(H28.3 改訂、以下「計画」という。)に基づき、当該計画で示された国指定史跡「勝連城跡」の活用を中心に、外部環境との整合や文化財の活用をめぐる近年の動向を踏まえ、勝連城跡の活用に際しての制限や条件等を整理し、もって民間事業者の行動指針として取り扱うことを目的とした『勝連城跡活用ガイドライン(案)』を作成する。なお、本業務は、令和5年度勝連城跡の魅力向上・誘客強化事業の一環として実施するものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 : 勝連城跡活用ガイドライン作成業務
- (2) 業務内容 : 別紙、「業務委託仕様書(案)」のとおり
- (3) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和6年3月22日まで
- (4) 委託上限額 : 4,026,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、提案価格書を提出する際は委託上限額を越えてはならない。

## 3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の遂行に必要な知識、業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)又は破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ②共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(2)、(4)～(7)の要件を満たす者であること。
  - ③共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たす者であること。

## 4 提案内容の要件

別紙「業務委託仕様書（案）」を参照すること

## 5 公募要領等の配布

- (1) 配布期間 令和5年6月28日(水)～令和5年7月19日(水)  
(2) 配布場所 市HPから入手すること。

## 6 質疑応答

委託仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式9】に記入し、電子メールにより提出すること。

- (1) 受付期限：令和5年7月7日（金）正午（期限厳守）
  - (2) 提出場所：うるま市企画部プロジェクト推進2課（メールアドレス）
  - (3) 回答方法：質問に対する回答は、随時、市ホームページに掲載する。

## 7 応募申請書及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和5年7月20日（木）午後5時（期限厳守）
  - (2) 提出方法：うるま市企画部プロジェクト推進2課へ持参または郵送にて提出
  - (3) 提出書類：以下の①応募申請書、【申請添付書類】ア～カを各1部及び②企画提案書、【企画提案添付書類】ア～カを各5部（正1部、副4部）提出すること。また、提出書類の規格はA4判とすること。

## ①応募申請書

【申請添付書類】※各種証明書は、3カ月以内に発行されたものを提出すること。

### ア 定款 (法人のみ)

イ 全部事項証明書又は登記簿謄本（履行事項全部証明書）

#### ウ 所在する市町村の納税証明書

## エ 国税及び都道府県税の納税証明書

## 才　社会保険料納入確認（申請）書

## 力 財務諸表（直近1力年の貸借対照表及び損益計算書）

キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・・・・【様式8】

ク 宣誓書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式10】

## 特定テーマについての企画提案

## 特定テーマ「活用ガイドライン作成の視点と留意事項について」

## 【企画提案添付書類】

※会社パンフレット等でも可。

- イ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】  
 ※旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。
- ウ 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
- エ 業務のスケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】
- オ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】
- ※過去5年以内の類似業務に関する業務実績とし、最大5件まで記載。

#### (4) 提出に関する留意事項

- ①様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成し、任意様式のものについては、簡潔で分かりやすいものとすること。
- ②共同企業体による応募の場合、【申請添付書類】及び会社概要【様式3】、実績書【様式7】は、共同企業体を構成する全ての事業者分提出すること。
- ③【申請添付書類】ア及びカについては、原本証明を行うこと。
- ④【申請添付書類】イ及びウ、エについては、原本のコピーも可とする。
- ⑤郵送での提出の場合は、提出期限内に到達すること。

## 8 審査

### (1) 審査の方法

- ①うるま市が設置する受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ②審査は、提出された7（3）の提出書類の書類審査によるものとする。
- ③審査は、提出期限までに提出された7（3）②企画提案書及び【企画提案添付書類】をもとに行うものとし、提出期限後に提出された図や関係書類等は、審査の対象外とする。
- ④選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。
- ⑤審査の結果は、審査日から10日以内に、審査対象者に対して文書で通知する。
- ⑥審査において選定委員会が選定した者（以下「受注候補者」という。）が辞退した場合、又は市との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の応募者を受注候補者とする。
- ⑦一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 審査基準

選定委員会は、審査にあたって主に以下の事項等について評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
企業の評価	業務実績	業務内容に類似する業務実績の有無	10

実施体制	業務執行体制	本業務を適正かつ確実に実施できる人員体制となっている場合に優位に評価する。	15
実施方針 業務フロー 工程計画	業務理解度	業務の目的や仕様書の要件等を十分に理解している場合に優位に評価する	25
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	
特定テーマ	的確性	勝連城跡の景観や地形、地域特性など与条件との整合性が高い場合、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する	50
	実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	
	独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や高度の検討・解析方法の提案がある場合に優位に評価する	
合 計			100

## 9 禁則事項

次のいずれかに該当する提案者は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1) 参加資格のない者が申請した場合。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかった場合。
- (3) 企画提案書等において、不備、違法行為、虚偽等の内容が記載されている場合。
- (4) 提案者に求められている義務を履行しなかった場合。
- (5) 受注候補者選定までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。
- (7) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合。
- (8) 契約締結までの期間に参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (9) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

## 10 知的財産権の取扱い

受託者が、この委託業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則としてうるま市に帰属するものとする。また、当該業務の実施により得られた特許権等の知的財産権または著作権は、委託元である「うるま市」に帰属するものとする。

## 11 スケジュール

本公募の実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	期日
公募開始	令和5年6月28日（水）
質問の受付	令和5年7月7日（金）正午
質問の回答	※随時、市ホームページに掲載
応募書類の提出期限	令和5年7月20日（木）午後5時まで
審査	令和5年7月25日（火）
審査結果通知	令和5年7月26日（水）以降
契約締結	令和5年7月27日（木）以降

## 12 その他

- (1) その他詳細は、別紙「業務委託仕様書（案）」による。
- (2) 企画提案書等の作成、提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等はプロポーザルの選定以外に、提案者に無断で使用しない。

## 13 問い合わせ先

〒904-2215 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市本庁舎 東棟3階

うるま市 企画部 プロジェクト推進2課 2課第2係 担当：伊波

TEL：(098)923-7606 FAX：(098)979-7340

Email：[project2-ka@city.uruma.lg.jp](mailto:project2-ka@city.uruma.lg.jp)